

みよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

みよし市長 小野田 賢 治

みよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメットを購入した者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車乗車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたヘルメットをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたもので、市長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を使用する自転車利用者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車利用者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす使用者又はその保護者等とする。ただし、保護者等については、当該保護者等が保護等する責任がある使用者のヘルメットの購入に要する経費を負担した場合に限る。

(1) 補助金の交付を受けようとする使用者に係るヘルメットについて、過去に他の市町村で愛知県（以下「県」という。）との協調による同様の補助金の交付を受けていないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新品のヘルメットの購入に要する経費とする。

（補助金額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、使用者1人につき2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

（交付申請兼実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から起算して3月以内又は購入した日の属する年度の末日のいずれか早い日までにみよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類

(2) 第2条第1号アからカまでに掲げる認証等の確認ができるもの

(3) 使用者の住民票の写し（申請日前3月以内に発行されたもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 複数の補助対象者（保護者等を除く。）をまとめて申請する場合において、申請者以外の成年者がそれらに含まれるときは、申請者以外の成年者の委任状を添付するものとする。

3 市長は、交付申請書兼実績報告書に添付する書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、速やかにみよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第2号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければ

ばならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(市による調査)

第9条 市長は、補助金の交付目的の達成状況を確認するため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、ヘルメットの着用等に関する調査等を行うことができる。

(補助金の交付決定等)

第10条 補助金の交付決定等は、みよし市補助金等交付規則(平成13年三好町規則第2号。)の例による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書その他の用紙は、改正後のみよし市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。